

石川労働局発表
平成29年11月24日(金)

[照会先]

石川労働局労働基準部賃金室
室長 前 秀一郎
室長補佐 川崎 春夫
連絡先 ☎076-265-4425

報道関係者 各位

県内5つの特定（産業別）最低賃金が改正されます！！

石川労働局長（小奈 健男）は、平成29年10月10日から同月25日までの間に、石川地方最低賃金審議会（会長 高見 俊也（株）北國新聞社 論説委員会 委員長）から答申のあった5つの特定（産業別）最低賃金の改正決定について、期日までに異議の申出がなかったことから、同答申どおり改正することを決定し、11月9日から24日にかけて官報に公示しました。

なお、今回の改正決定の概要は、下表のとおりです。

今回、改正決定された特定（産業別）最低賃金とは、特定の産業を営む事業場の労働者に適用され、地域別最低賃金である石川県最低賃金（時間額781円）より高い金額水準で設定される最低賃金であります。

《特定（産業別）最低賃金に係る改正決定の概要》

No.	最低賃金の名称	現行の最低賃金額 (時間額)	改正後の最低賃金額 (時間額)	引上げ額	改正発効日
1	石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金	758円	782円	24円	平成29年 12月31日
2	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	863円	880円	17円	
3	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	863円	880円	17円	
4	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	810円	826円	16円	
5	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	811円	820円	9円	

【注】特定（産業別）最低賃金の適用範囲は、別添リーフレットの裏面のとおりで。

※最低賃金制度の詳細は、石川労働局ホームページに掲載されています。

http://ishikawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/saichin/chingin01.html

特定（産業別）最低賃金額の推移（平成 20～29 年度）

《参考》

産業別		平成	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
綿紡績等	時間額		712 円	713 円	716 円	718 円	721 円	726 円	735 円	745 円	758 円	782 円
	引上額		8 円	1 円	3 円	2 円	3 円	5 円	9 円	10 円	13 円	24 円
	引上率		1.14%	0.14%	0.42%	0.28%	0.42%	0.69%	1.24%	1.36%	1.74%	3.17%
	※1 発効年月日		H20.12.31	H21.12.31	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31
機械器具等	時間額		805 円	806 円	811 円	815 円	820 円	826 円	836 円	849 円	863 円	880 円
	引上額		10 円	1 円	5 円	4 円	5 円	6 円	10 円	13 円	14 円	17 円
	引上率		1.26%	0.12%	0.62%	0.49%	0.61%	0.73%	1.21%	1.56%	1.65%	1.97%
	※2 発効年月日		H20.12.31	H21.12.31	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31
自動車等	時間額		805 円	806 円	811 円	815 円	820 円	826 円	836 円	849 円	863 円	880 円
	引上額		10 円	1 円	5 円	4 円	5 円	6 円	10 円	13 円	14 円	17 円
	引上率		1.26%	0.12%	0.62%	0.49%	0.61%	0.73%	1.21%	1.56%	1.65%	1.97%
	※3 発効年月日		H20.12.31	H21.12.31	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31
電子部品等	時間額		745 円	747 円	754 円	758 円	763 円	770 円	781 円	795 円	810 円	826 円
	引上額		11 円	2 円	7 円	4 円	5 円	7 円	11 円	14 円	15 円	16 円
	引上率		1.5%	0.27%	0.94%	0.53%	0.66%	0.92%	1.43%	1.79%	1.89%	1.98%
	※4 発効年月日		H20.12.31	H21.12.31	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31
百貨店等	時間額		758 円	760 円	766 円	770 円	775 円	781 円	790 円	800 円	811 円	820 円
	引上額		8 円	2 円	6 円	4 円	5 円	6 円	9 円	10 円	11 円	9 円
	引上率		1.07%	0.26%	0.79%	0.52%	0.65%	0.77%	1.15%	1.27%	1.38%	1.11%
	※5 発効年月日		H20.12.31	H21.12.31	H22.12.31	H23.12.31	H24.12.31	H25.12.31	H26.12.31	H27.12.31	H28.12.31	H29.12.31

※1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

※2 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

※3 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

※4 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

※5 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金

石川県内の最低賃金

最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

- 地域別最低賃金は、全ての労働者（パート、アルバイトを含む。）に適用されます。
- 特定（産業別）最低賃金は、特定の産業の労働者に適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。
- 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

必ずチェック！ 最低賃金
使用者も、労働者も、

地域別最低賃金

最低賃金の名称	時間額（円）	改正発効日
石川県最低賃金	781	29.10.1

特定（産業別）最低賃金（注1）

No.	最低賃金の名称	時間額（円）	改正発効日
1	石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金	782	29.12.31
2	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	880	
3	石川県自動車・同附属品、自転車・同部品製造業最低賃金	880	
4	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	826	
5	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	820	

（注1）適用業種の詳細及び適用除外労働者については、次頁をご覧ください。

- ◇ 最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。
- ◇ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。具体的には、次の賃金は除外されます。
 - （1）精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - （2）臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
 - （3）1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - （4）時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

◆ 賃金引上げを支援する「業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）」をご活用下さい。

- 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、そのかかった費用の一部を助成します。
- 詳しくは、「石川県最低賃金総合相談支援センター」へご相談ください。

石川 最賃センター 検索



石川労働局

- 最低賃金に関するお問い合わせ…労働基準部賃金室（☎076-265-4425）
- 助成金に関するお問い合わせ……雇用環境・均等室（☎076-265-4429）

<http://ishikawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

特定（産業別）最低賃金の適用業種及び適用除外労働者

No.	適用業種（日本標準産業分類による）	適用除外労働者
1	<ul style="list-style-type: none"> ① 綿紡績業 ② 化学繊維紡績業 ③ 毛紡績業 ④ その他の紡績業 ⑤ 染色整理業（織物整理業、織物手加工染色整理業を除く。） ⑥ 綱製造業 ⑦ 漁網製造業 ⑧ 網地製造業（漁網を除く。） ⑨ 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑩ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①から⑧に掲げる産業に分類されるものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染色・精練の準備、綱・網の製造又はその他の補助作業の業務に主として従事する者 ⑤ 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主として従事する者
2	<ul style="list-style-type: none"> ① 金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く。） ② ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ③ その他の金属製品製造業（打ちはく製造業を除く。） ④ ポンプ・圧縮機器製造業 ⑤ 一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。） ⑥ その他のはん用機械・同部分品製造業 ⑦ 農業用トラクタ製造業 ⑧ 建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く。） ⑨ 繊維機械製造業（工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む。）を除く。） ⑩ 生活関連産業用機械製造業 ⑪ 基礎素材産業用機械製造業 ⑫ 金属加工機械製造業 ⑬ 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 ⑭ その他の生産用機械・同部分品製造業 ⑮ 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ⑯ 産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く。） ⑰ 前記①、②、③、⑤又は⑯の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑱ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①から⑯に掲げる産業に分類されるものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
3	<ul style="list-style-type: none"> ① 自動車・同附属品製造業 ② 自転車・同部分品製造業 ③ 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
4	<ul style="list-style-type: none"> ① 電子部品・デバイス・電子回路製造業 ② 民生用電気機械器具製造業 ③ 電子応用装置製造業 ④ 情報通信機械器具製造業 ⑤ 前記②又は③の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑥ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①から④に掲げる産業に分類されるものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
5	<ul style="list-style-type: none"> ① 百貨店・総合スーパー ② 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ③ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①に掲げる産業に分類されるものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者